

船 荷 証 券 (表)

25.7 cm

日本国有鉄道 船 荷 証 券										No. 02
運送状引受月日及び引受番号 昭和 年 月 日 第 号 小荷物切符又は貨物通知書番号 第 号										
船 積 港		陸揚港		運賃金支払方法		振 種 別		要 償 額		
荷 送 人 (住所氏名)		荷 受 人 (住所氏名)		運 賃 額		運 賃 額		運 賃 額		
日本国汽船名		船 長 氏 名		品 名		荷 重 記 号		個 数		実重量 kg
										容 積 m ³
										運賃計算 トン
										貨 率
										運 賃
										円 角
										円 角
										円 角
特 約 件 上記の荷物は陸揚港において 取又は持参人にこの証券と引換に引渡しを致します。 荷物の受取、引渡し、保管及び運送については法令、公示、その他の規定により取り扱います。 託送荷物でその品名、数量等が貨物運送状に記載のものとは相違する場合は、このために生ずる損害について、日本国有鉄道はその責を負いません。なお、これに対して日本国有鉄道所定の運賃を追徴することがあります。 昭和 年 月 日 第 号 線 駅所において 通を作成する。 発行者 駅長 公印 記 事										
昭和 年 月 日 第 号 便到着 月 日 時 引渡し 日 時 到着通知(郵便) (電話)										

備考
1 黒刷りとし、淡青色の地紋を付ける。地紋の印刷インキは、インキ消で消えるものを使用する。
2 裏面の左端に次の通り印刷する。
表記の荷物は、受け取りました。
昭和 年 月 日
(住所氏名印)
3 番号は、01 から 50 までとする。
4 紙質は、B 模造 80 斤とする。

する。船荷証券が有価証券として要式証券、文言証券、法律上当然の指図証券、要因証券、処分証券、受戻証券等の性質を有することは貨物引換証と同一である。

船荷証券の記載事項は法律が定めており(商法第 769 条)、また記載事項の 1, 2 を欠いても、船荷証券の本質を害しない事項であれば、有効であることも貨物引換証と同一である。

船荷証券が債権の効力(運送に関する事項は、船舶所有者と船荷証券所持人との間においては、船荷証券の定めるところによる効力)および物権の効力(運送品に関する処分は、船荷証券をもってするにあらざればこれをなすことができず、船荷証券の引渡は現物の引渡と同一の効果を生ずるとする効力)を有することも貨物引換証と同一である(商法第 776・572・573・575 条)。

2 船荷証券は貨物引換証と異なり、1 通または数通の発行を認められている。数通発行を認められたのは、証券を送達する場合の延着または途中の紛失に備えるために、別途の方法により送達することを得しめるためであるが、荷送人が 1 通を荷受人に送ると同時に、他の 1 通を自己の支店または代理店等に送り、運送品の処分権を留保することを得しめ、あるいは荷送人に証拠として保有せしめる等のためである。数通発行の場合には、各証券の内容は同一であること、発行の員数を各証券に記載すること、各通の発行は同時であることを要する。数通の船荷証券が発行されたときは各通の証券はおのおの独立した効力を有する。したがって 1 通の船荷証券によって権利を行使し得るをもって原則とする。

(1) 陸揚港においては 1 通の証券の所持人の引渡請求といえども、これをこばむことを得ない。したがってこれによる引渡後は他の証券は効力を失う(商法第 771・774 条)。

(2) 陸揚港において、2 人以上の証券の所持人が同時に運送品の引渡を請求した場合は、船長は遅滞なく運送品を供託し、かつ請求した各所持人に、その通知をしなければならない。船長が陸揚港において 1 通の所持人に対し、運送品の一部を引渡したのち、他の所持人が運送品の引渡を請求した場合において、その残部につ

いても同様である(商法第 773 条)。

(3) 陸揚港において、船長がまだ運送品の引渡をしない場合において、2 人以上の証券の所持人があるとき、いずれが優先するか。この場合には、原所持人がもっとも先に発送したまたは引渡した証券を所持するものが優先する(商法第 775 条)。原所持人が数通の船荷証券を数人に交付した人をいう。原所持人が数通を同時に発送もしくは引渡したとき、またはいずれが先か明かでないときには、数人の所持人は、同等の持分をもって共有権を有するというのが通説である。

(4) 陸揚港外においては、船長は全証券の返還を受けなければ引渡をなすことを得ない(商法第 772 条)。

3 鉄道営業法は、鉄道と船舶と通し運送をする場合には、全運送に対し貨物引換証を発行することを定めている(第 18 条の 3)。また貨物運送規則および旅客および荷物運送規

則は、国鉄の青森・函館間航路だけを運送する場合には船荷証券、鉄道と青函間航路を通じて運送する場合には貨物引換証を発行することを定めている。しかしこのような貨物引換証は商法の認めるものでないから、少なくとも商法の規定する物権的効力を有しないと解する説がある。船荷証券を発行する場合にも、国鉄では発行者を駅長に限定している。

4 国鉄で発行する船荷証券の様式は上掲のとおりで、偽造・変造を防止するため、インキ消で消える印刷インキをもって乗車券と同様の地紋を付けてある。番号は 01 から 50 までとし、裏面の左端に「表記の荷物は受け取りました。昭和 年 月 日(住所氏名)」と印刷してある。発行通数は小荷物 1 個または貨物 1 口につき 1 通または数通(2 通以上発行するときは各通とも同一番号に訂正する)となっていることのほかは、証券の請求時期、発行時期、発行者、証券手数料、記載事項、発行方および処理方ならびに運送品の引渡方等すべて貨物引換証の場合と同様である。もっとも国鉄における船荷証券発行の請求は、今日までの実績ではほとんどない。——貨物引換証。荷替為。

参考文献 田中誠二著 海商法。森清著 海商法原論。小町谷操三著 商法講義巻三 海商。喜安健次郎著 運送営業。(松本義秋・伊藤 孝)

ふにりょこ うりょひ 赴任旅行旅費 転勤を命ぜられた国

移 転 料 定 額

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	7 種	8 種
	鉄道50 km 未満	50以上 100 未満	100以上 300 未満	300以上 500 未満	500以上 1000 未満	1000以上 1500 未満	1500以上 2000 未満	2000以上 km
一 般 職 員	円 3,850	円 4,200	円 4,700	円 5,100	円 6,300	円 7,800	円 9,600	円 11,400
特 定 職 員	4,250	4,650	5,150	5,650	6,950	8,600	10,600	12,550
副参事 技 師 (3 級)	8 号俸 以下	4,850	5,250	5,850	6,400	7,900	9,750	12,000
	7 号俸 以上	5,400	5,900	6,550	7,150	8,850	10,950	13,450
参事・技師(2 級)	6,000	6,550	7,250	7,950	9,800	12,100	14,900	17,700
参与・技師(1 級)	6,550	7,150	7,950	8,700	10,750	13,300	16,350	19,400